中間報告書

平成22年9月10日

高知県森林整備公社経営検討委員会

高知県森林整備公社経営検討委員会の中間報告

高知県森林整備公社経営検討委員会(以下、「委員会」という。)は、平成21年11月18日に 第1回委員会を開催して後、平成22年9月10日の第8回委員会まで、色々な視点から積極的に 議論・検討を行ってきた。

その結果、当委員会としては、森林整備公社(以下、「公社」という。)は、国及び県の施策の下、森林所有者自らでは経営の困難な森林の造成と除間伐等の育林の推進により、森林資源の造成はもとより森林の公益的機能の発揮や雇用の創設などの重要な役割を果たしてきたものと認識している。

しかしながら、公社は、森林整備の事業費等を借入金に依存してきたことと、木材価格の大幅な低下により、その借入金の返済に支障を来すという構造的な課題を抱えることとなってきたが、このことは高知県だけではなく、全国的な問題であるなど、高知県だけが努力しても解決できるほど簡単な問題ではない。また、全国の林業公社改革の対策や状況を見極めるとともに、総務省、林野庁及び日本政策金融公庫の理解と支援を得なければ、しっかりした解決の道筋が見えないといった厳しい状況にある。

このため、当委員会としては、抜本的な解決の道標となる「改革プラン」の策定のためには、国を始め他府県及び他公社の動向の把握も必要であり、かつ公社の持つ公益性を考慮し、慎重を期した議論・検討が必要であると判断した。

このような流動的な状況からして、抜本的改革に向けた「改革プラン」の策定には、一定の時間 が必要と認識するものの、現状を黙認した経営の継続も許されない。

従って、当委員会として、これまでの議論・検討を踏まえた上で、下記のとおり基本的な方向性を維持しつつ、速やかに対応すべき公社経営改善策を明確に指摘することによって、最終的な「改革プラン」の策定を待たずして、県及び公社が、指摘した経営改善策を速やかに実行に移すことによって、少しでも公社経営の改善に努めることを求めることにする。

記

1. 基本的な方向性

公社について、現在、当委員会で検討している次に掲げる抜本的な経営改革策等を実施する ことを前提に存続することとする。

- (1) 森林資産の厳格な査定を実施し、その資産査定による区分の明確化を行い、その区分ごとに応じた経営方針を策定すること。
- (2) 有利子負債については、早急に圧縮する努力を行うとともに、将来的にはその解消を目指すこと。
- (3) 理事会の活性化を図るなど、経営責任体制を明確にすること。
- (4) 事業手法の見直しを進めるとともに、事業費及び人件費を圧縮・削減すること。
- (5) 新公益法人への移行を目指すとともに、全国統一の新会計基準を採用し、財務状況の透明性を図ること。

2. 速やかに対応すべき公社経営改善策

(1) 不採算林に係る有利子負債の繰上償還

公社の有利子負債については、平成 21 年度決算期で約 90 億円の残高があり、平成 21 年度に支払った利息は、約 2 億円にも達している。このため、有利子負債については、速やかに繰上償還することが望ましいが、その繰上償還する財源確保策と繰上償還に関する制約があるため、この課題を継続的に解決することが必要である。

国の支援策について、一昨年の国(総務省、林野庁)と地方府県代表(秋田県、京都府、高知県、大分県、鹿児島県)で構成した「林業公社の経営対策等に関する検討会」において、地方府県代表の強く要望した特別交付税の充実・拡大策が、平成21年度から実施されており、その充実・拡大された特別交付税措置の結果、高知県としては、多額の特別交付税の増額措置が受けられることになっている。

当委員会として、速やかに対応すべき公社経営改善策として、特別交付税を有効に活用することが、必要不可欠であると判断し、この増額された特別交付税を財源に、日本政策金融公庫の借入金の繰上償還を行い、支払利息の軽減を図ることを求めることにする。

また、その繰上償還財源に対する県の支援方法としては、県の補助金又は従前同様の県の無利 子貸付金が考えられるが、返済義務を有しない県の補助金ではなく、従前同様、返済義務を有す る県の無利子貸付金を財源とする方法により、金利軽減のための支援することが望ましいと判断 した。

その理由・根拠として、下記の3点が挙げられる。

- ① 公社にとっては、繰上償還することによって有利子負債元金が減少し、支払うべき利息が軽減される。また、現在、公社の支払利息については、県が全額支援しており、有利子負債を繰上償還することによって、支払利息への県の支援額が軽減され、その軽減分については県が資金調達する経費も不要となり、最終的には、県民負担を削減する効果が見込まれる。
- ② 日本政策金融公庫等の全ての有利子負債は、その借り入れに際して県の損失補償契約が 必須条件とされていたため、全ての有利子負債の借入について、県の損失補償契約がなさ れており、万一、公社が償還不能に陥り日本政策金融公庫等が損失を受けた場合、県がそ の損失を補償するという性質を持っており、県が負担せざるを得ない債務にもなり得るも のである。
- ③ 仮に県の補助金を財源として有利子負債を繰上償還するとすれば、上記②のとおり、その有利子負債は県が損失補償をしている負債であり、将来的に県の債権となる可能性のある債務を解消するための支出となることから、補助金での支出については問題が大きいと考えられる。

上述のとおり、検討した結果、今回の繰上償還については、公益性の問題があり補助金ではなく、県の無利子貸付金を財源とする方法で支援することによっても、公社の長期固定負債に対する県の負担及びリスクには変動を来たすことがなく、金利だけが早期に軽減される方法による支援の実施が望ましいとの判断に至った。

(2) 運営体制の見直し

運営体制の抜本的な見直しについて、理事長・理事の選出方法、経営責任の明確化、理事会の活性化、幹事会の設置、モニタリング経営の実施、監事の役割強化等を議論・検討しているが、全てについて方向性を示すには、まだまだ、議論・検討する時間が必要である。

ただ、理事の役割としては、公社経営に関して重要である「経営改善計画の進捗状況の把握・ 確認」と「計画と実績の乖離を補正するための対応策」を的確に理事長等の執行部に助言・指示 することが必要であると考える。

従って、理事会の定期的な開催による意思決定が困難な状況の避難的な措置として、理事会の下部組織として、理事の所属する団体の職員の中から、各理事が推薦する幹事を指名したうえで、幹事会を設置し、間接的ではあるが、理事会の活性化を図りつつ、経営の透明化・適正化を求めるものとする。

(3) 事業執行方法の見直し

収支の改善を図るためには、事業執行方法の見直しが必要不可欠であると考えており、収益性 の高い事業地への重点投資、外注先選定方法の見直し、入札制度の導入、民間企業との提携、経 営委託等を議論・検討することが重要である。

このため、運営体制の見直しと同様に、継続して議論・検討をすることが必要であると考える。 ただ、事業執行手法の早期の見直しとして、国からも指導を受けている入札制度の早期導入を 始め、既に県が実施している公募型プロポーザル方式による経営委託等について、公社に適した内容 に充実することも含めて、導入に向けた検討を行い、透明性の確保とともに、経費の削減に努め るよう求めるものとする。